

令和7年

建設文教委員会

3月13日

豊明市議会

建設文教委員会会議録

令和7年3月13日

午前10時00分 開会

午前11時32分 閉会

1. 出席委員

委員長	服部 龍一	副委員長	武谷 としお
委員	鈴木 智和	委員	こんどう のぶお
委員	いとう ひろし	委員	鵜飼 貞雄
委員	清水 義昭		
議長	毛 受明 宏		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	加藤 健治	議事課長	深草 広治
課長補佐	寺島 慎二	議事担当係長	矢野 佑輔

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
教育長	藤井 和久	経済建設部長	星 子恭士
教育部長	浅井 俊一	産業支援課長	塚谷 友昭
農業政策課長	加藤 直美	土木課長	外山 紀元
都市計画課長	中田 勝次	環境課長	松本 裕介
学校教育課長	秋永 亘正	学校支援室長	奥平 剛
生涯学習課長	相羽 敏明	図書館長	水野 美樹

5. 傍聴議員

岡島 ゆみこ	青木 けんじ	中堀 りゅういち	浅井 たかお
近藤 ひろひで	郷右近 修	林 ゆきひろ	月岡 修一
三浦 桂司	一色 美智子	堀内 ちほ	ふじえ 真理子

6. 傍聴者

6名

午前10時開会

○建設文教委員長（服部龍一議員） おはようございます。

定刻に御参集いただき、ありがとうございます。ただいまより建設文教委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆さん、おはようございます。

本日の建設文教委員会に付託されました案件は5つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

議長。

○議長（毛受明宏議員） おはようございます。

本日の建設文教委員会は5つの議案になりますので、慎重審査よろしくお願ひいたします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第27号 市道の路線認定についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

外山土木課長。

○土木課長（外山紀元君） それでは、議案第27号 市道の路線認定について説明いたします。

この案を提出するのは、道路法第8条第2項の規定に基づき、市道の路線を認定するものです。

認定する路線は8路線です。

ページをおめくりいただき、3ページの附図1を御覧ください。

路線番号1672、路線名、沓掛北301号は、起点、豊明市沓掛町寺池86番1地先、終点、豊明市沓掛町寺池110番地先です。

路線番号1673、路線名、沓掛北302号は、起点、豊明市沓掛町寺池95番地先、終点、豊明市沓掛町寺池101番地先です。

路線番号1674、路線名、沓掛北303号は、起点、豊明市沓掛町寺池103番1地先、終点、豊明市沓掛町寺池106番3地先です。

路線番号1675、路線名、沓掛北304号は、起点、豊明市沓掛町寺池109番1地先、終点、豊明市沓掛町寺池108番地先です。

路線番号1676、路線名、沓掛北305号は、起点、豊明市沓掛町寺池110番地先、終点、豊明市沓掛町寺池100番1地先です。

路線番号1677、路線名、沓掛北306号は、起点、豊明市沓掛町寺池114番地先、終点、豊明市沓掛町寺池119番地先です。

路線番号4026、路線名、沓掛北歩道1号は、起点、豊明市沓掛町寺池103番2地先、終点、豊明市沓掛町寺池103番1地先です。

続きまして、1枚おめくりいただき、附図2を御覧ください。

路線番号4027、路線名、前後歩道1号は、起点、豊明市前後町鎗ヶ名1826番2地先、終点、豊明市前後町鎗ヶ名1826番2地先です。

これらの路線は、土地区画整理事業等により市道として管理するために新たに市道認定する必要があるからです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

いとう委員。

○いとうひろし委員 2枚目の路線番号4027、前後歩道1号というのは、どうしてこの時期になって市道認定されるのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） こちらは国道1号線に架かる歩道橋でありまして、建設省、当時の建設省から移管を受けた施設でございます。今までは取りつく道路が市道、国の用地となっておりますが、認定されてない道路に取りついておりまして、歩道橋自体も認定されておりませんでした。今回といいますか、昨今の橋梁点検におきまして国費を申請しようとするときには認定が必要だということを指摘されまして、今回認定をかけることになりました。

以上です。

（関連での声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） いとう委員。

○いとうひろし委員 この歩道橋の先、旧国道側に向かう部分ともう一個、二村台へ行く、けやき通りに行く道がありますよね。ここは市道認定はされていないんですよね。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 附図2でいきますと、起点のほうになる用地の細い道ですね。こちらは国の用地になりまして、市道ではございません。その西側の桜ヶ丘沓掛線まで来ると市道として認定されております。

（分かりましたの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 まず、附図なんですけど、今まではどのような施設があったんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁、大丈夫ですか。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 附図2のほうですね。

（はいの声あり）

○土木課長（外山紀元君） 国道1号線に係る道路施設として、市が管理するものとして橋梁という扱いで管理はしておりました。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 この面積はどのぐらいなんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 歩道橋のほうでよろしかったですか。

（附図2ですの声あり）

○土木課長（外山紀元君） 歩道橋は面積でいきますと32平米、実延長が25.5メートルで
ございます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかに。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 今の附図2なんですけど、これで地方交付税が増えると思うん
ですけど、土屋副市長、どのぐらい増えるんですかね。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

副市長。

○副市長（土屋正典君） 申し訳ございません、把握しておりません。

以上です。すみません。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 今の附図2の前後町のほうですけども、市が管理というふうにおっし
ゃってましたけど、持ち物としては市のものということでよろしいんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 平成7年4月より建設省より管理移管を受けまして、その
後は市の管理物として扱っております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 清水委員。

○清水義昭委員 ということは、もともと歩道橋のネーミングライツ的なやつの対象に
なっているということですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

星子部長。

○経済建設部長（星子恭士君） この歩道橋は市の管理するものですが、国道1号線
の関係でネーミングライツからの対象とはなっておりません。屋外広告物関係の1号線に
関しては対象となっております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 清水委員。

○清水義昭委員 同じく前後町ですが、この歩道橋だけ認定する理由って何なんです
か。その南北に両方に道路がありますけども、両方認定されてないですけども、歩道橋だ
けの理由をお願いします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 私どもの認定基準からいきますと、取りつく道路4メーター
以下で行き止まりと、通り抜けできない道路という扱いで、道路自体は認定してないん
ですけども、歩道橋は私どもの認定基準で国や県からの移管を受けたものについては認定で
きるようになっておりますので、今回その基準を採用させていただきました。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こңどう委員。

○こңどうのぶお委員 今の歩道橋なんですけど、土屋副市長が分からなかったの
で、その担当の方、分かるんですか、交付税。交付税、どのくらい増えるか分かりますか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 交付税自体は豊明市全体で算定するので、参考としていた
だきたいんですけど、歩道橋だけでよろしいですか。

（そうですの声あり）

○土木課長（外山紀元君） 歩道橋だけでいますと7,000円強という試算が出ております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 今のところで、今のところ、国道1号線、岡崎方向に向かった坂部
の歩道橋がありますよね。これは国ですよ。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） こちらは国の管理物となっております。

○建設文教委員長（服部龍一議員） いとう委員。

○いとうひろし委員 市道認定もされてないということですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） おっしゃるとおりされております。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 附図1のほうなんですけど、これ、幅員はどのぐらいになるんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 沓掛北歩道1号、4026を除きまして、基本的に6メートル幅の道路でございます。ただ、1676の沓掛北305号だけは8メートル幅員がございます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 附図1のここの総延長の面積、どのぐらいでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 面積でいいますと7,469.87平方メートルでございます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 ここの場所の地方交付税、どれだけになるんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 試算ではございますが、約74万6,000円と試算されております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 附図1の沓掛北のほうですけども、これ、ここで新しく認定する道路で一方通行などの措置をされるような考えというのはあつての認定なんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 一方通行は想定されておりません。一方通行は公安のほうで設定するものでございますが、想定はしておりません。あくまで生活道路として、生活しやすいような道路という形で区画されていると認識しております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございせんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 附図1のほうで沓掛北305号、ここのスーパーさんができるところの敷地になると思うんですけども、県道側、歩道が7メートルか8メートルぐらい県道から下がってインターロッキングみたいなタイルが引いてあるんですけど、ここは県の道なんですか、市の道なんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 瀬戸大府沿い、瀬戸大府東海線には歩道がございますが、その内側といいますか、市の用地でございます。もともとは水路がございまして、水路に蓋をして覆蓋した状態で今回は公共用物の扱いで、今後、店舗等できて入り口等もできると思いますので、今後、新市街地、新店舗等も考慮して使い方をちょっと検討してまいりたいと考えております。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございせんか。

清水委員。

○清水義昭委員 先ほど一方通行ということでお伺いしましたけど、沓掛北のほうですけど、例えばこの中をゾーン30みたいな、そういう規制みたいなのも考えてないですか。ちょっと認定と外れてたら申し訳ないです。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 私どもでは検討しておりません。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかに。

清水委員。

○清水義昭委員 あれ、何て言うんだったっけな、バンプみたいなのも想定してないでしょうか。なぜ聞いているかというのと、ここ、通り抜けになる可能性がちょっとあるので、

信号回避の。何らかの措置があつて認定したほうがいいのかというふうに思っているの
で、伺ってます。バンプはどうでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） バンプ等も考えておりません。通り抜けできにくいような区
画ということで道路管理者としても設計協議を受けておりまして、公安の意見も基にして
このように道路形態が決まっております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第27号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は全会
一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第29号 豊明市小中学校食物アレルギー対応委員会設置条例の制定につい
てを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

秋永学校教育課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） それでは、議案第29号 豊明市小中学校食物アレルギー
対応委員会設置条例の制定について説明いたします。

この案を提出するのは、小中学校の食物アレルギー対応について検討する委員会を設置
するため、必要があるからでございます。

内容を御説明しますので、1枚おめくりください。

第1条では設置の目的について、第2条では所掌事務について規定します。

第3条から第5条では、委員会の組織構成や委員について規定します。

1ページおめくりください。

第6条では、委員会の会議について規定します。

第7条では、調査研究及び基本方針等の素案作成等を行う作業部会を設置することにつ

いて規定します。

第8条から第10条までは、委員の守秘義務や庶務、委任事項について規定します。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

武谷副委員長。

○武谷としお委員 そもそも食物アレルギー対応委員会設置をこのタイミングで上げられる何か理由とか、あるんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 主には新給食センターが令和9年9月から稼働することを見込み、アレルギー対応食の提供が始まることに伴い、配膳の流れをマニュアルとして整理することのほか、給食以外の場面を含めた学校生活とアレルギー対応について検討するということが目的として設置するものでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 現在のアレルギーのお子さん、何人中何名ですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 令和7年、ごめんなさい、令和6年の5月時点で5,142人おまして、児童生徒数が。その中で給食対応が必要なアレルギーの児童は183人おります。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

鈴木委員。

○鈴木智和委員 第3条に委員会は10名以内ということですけども、この10にはどのような方がなれるんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 委員としましては、小中学校長であつたりとか、養護教諭、栄養教諭など、それぞれの組織の代表の方を、そのほか学識経験者として医師の方を想定しております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 今の第3条のところの2項で（１）（２）（３）（４）とあるんですけど、これ、何名ずつの予定でいますか。10名以内と書いてあるんですけど。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 何名ずつというのは現時点では決まっておりませんけれども、まず、（１）の学識経験者としては医師の方お一人を想定しております。学校関係職員としては、校長の代表であつたりとか、学校給食センター所長を想定しております。ごめんなさい、それが学校給食センター関係職員ですね。あとは学校教育課の職員、その他教育長が必要と認める者としては、これは様々考えられますけれども、消防署長等を想定をしておるというところでございます。

以上でございます。

（もう一個、関連の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 その委員10人以内という幅があると思うんですけど、これはどういった理由になるのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） その都度協議をする内容によってどの方に御参加いただくかというのは、どの方に何名ほど御参加いただくかということはそれぞれ異なってくるので、一定程度幅を持たせたというところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 今、この委員が10人以内ということでありますけれども、10人に達しなかった場合も想定されると思うんですね、以内ですから。最低限何人ぐらいから委員会をやることを想定していますかね。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 養護教諭とか栄養教諭の方も想定をしておりますて、7人、8人程度を想定しておるところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 委員会を設置されて、恐らく当初、初めの頃は都度都度、必要に応じて委員会を開催する機会も多いと思うんですけども、それ以降に関しては定例会とかという形じゃなくて、必要に応じて委員会の開催というふうになる方向でしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） そうですね。基本的には都度都度ということになります。まず、流れとしまして、作業部会で委員会の議題となるものをつくります。それを委員会でどのように協議し、承認していくかというところになってきますので、今、想定される回数としては、委員会の開催回数としては年2回程度を現時点では想定をしておるところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

武谷副委員長。

○武谷としお委員 この委員会が設置された後なんですけども、そのスケジュール感というのはどのようになっておりますでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） スケジュールと申しますと、例えば作業部会というところで例えば1学期に1回程度、例えば開催するとすると、年9回ぐらいを開催、ごめんなさい、年3回から、1学期に、ごめんなさい、1学期に1回から3回ぐらいを想定すると、年3回から9回ぐらいの想定になってきます。まず1つの目標としてアレルギー対応のマニュアルづくりというのが主な目的となりますので、それを令和9年の9月の稼働までに作成するというのがスケジュールとして大きなところとなります。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 今後はアレルギー食の対応でどれぐらいの人数、品目を減らす方向、方針ですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） アレルギー品目として今現在使っていないものが4品目ございます。それを今後、検討委員会の中でどの品目を使わないかというのを決めていくところですけれども、実は令和7年向けにそのほか一定の数のアレルギー品目を使用しないということを保護者向けにも通知しておるところでございます。ですので、どこまでいくかというのは検討委員会での協議の中で決まっていくというところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 人数はどうですか。人数、どのぐらいの人数を減らすというのを、人数的な問題。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 何の人数でしょうか。

○こんどうのぶお委員 アレルギー対応の人数ですね、減らすという。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） 今の御質問、確認させていただくこともどうかと思うんですけど、まず、除去食として対応をこれから給食センターとしてはしてまいりますので、その対応をする、まずその対応の人数が60人ぐらいおります。これは乳と、それから、卵でというところで、これは除去食を提供してまいりますので、その部分としては60名ぐらいおるという形になってます。そこに対するマニュアルをつくって、配膳のマニュアルをつくっていくというところで、先ほど申し上げたのは、そもそも給食で使うものから外すような内容で対応するようなものがそもそもございますので、それを先ほど説明します。その区別だけ、ちょっとお願いをしたいと思います。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 現状、学校生活管理指導表に医師から記入をしてもらってアレルギー対応をしていると思いますが、委員会でも医師の意見がないとマニュアルは対応できないのではないのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 組織の委員のメンバーとして、先ほど申し上げましたように、アレルギーに見識の高い医師というのを委員として設置する予定でございますので、その検討の中で進めていくというところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 本会議質疑でも若干触れてたと思うんですけど、保護者の意見というか、子どもがどんなアレルギーを持ってるのかというのの意見の吸い上げについては、その作業部会に入ってるメンバーさんたちが例えば保護者さんたちにアンケートするとか、そんなような形で行うというようなイメージでよろしいですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） お子さんがどのようなアレルギーを持っているかというのはもう既に現時点でもたくさん持っていらっしゃる子がいて、それは学校で十分に把握しているというところでございます。ですので、必要があれば保護者の方からアレルギーの対応についての御意見を伺うということはあるかもしれませんが、現時点ではアレルギーの状況、あるいは対応について一定程度、保護者のお考え、状況については把握しておるところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかに。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 今、作業部会です。作業部会のメンバー、学校関係職員、その他ありますよね。これは委員会の委員と重複するのか、もしくはまた別で作業部会の部会員というのは別で選任するのか、どちらでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） まず、委員会のメンバーとしては、組織の代表を想定しております。例えば校長先生であつたりとか、消防署長であつたりとかというところを想定しておるんですが、作業部会では現場の方を想定しておりまして、例えばそれは先生だったり、教頭先生だったり、養護教諭の先生だったりというところで、すみ分けと申しますか、区別をしておるというところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

武谷副委員長。

○武谷としお委員 学校給食以外にも、家庭科の実習とか、そういった事例も中には食べ物を扱う事例があるんですけども、その中で起こったこともこの委員会の中で話し合われるんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） ウェートとしては学校給食というのが大きなウェートを占めますけれども、もちろん野外活動であったりとか、学校生活の中でアレルギー対応が必要な場面全てを含むということを考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 第9条の庶務のところですけども、先ほどの答弁とちょっと重なるかも分からないですけど、委員会の庶務を学校給食センターのほうでやって、作業部会の庶務を学校支援室に置いてやるというふうになってるんですけど、これを分けた理由というのこの連携というのはどういうふうにしてくのか、お願いします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） まず、委員会につきましては、学校給食のことがやはり大きなウェートを占めるので、学校給食センターというところを事務局としております。一方、作業部会では、まず学校現場での配膳のマニュアルであったりとか、そういった実際の学校現場の状況について詳細な具体的なことを協議する必要があるので、それは学校支援室、学校現場に詳しい学校支援室を事務局としたというところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 答弁が漏れた。この2つの連携をどうやってやってくんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） この作業部会での協議したい議案をつくってまいりますので、それを委員会に上げていきます。ですので、連携というか、作業部会での案を委員

会のほうでもんでいくというところですので、連携というのはそういう形になります。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 今のところの委員会の庶務なんですけど、学校給食センターという書き方で職員という話があったんですけど、事業者に委託できるような書き方になっていると思うんですけど、なぜそのようにしたんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） この点は議案質疑のほうでもお答えさせていただいたような気がするんですが、基本的にはまず附属機関としてやりますので、この事務局自体は市の当局しかあり得ないという形の御回答をさせていただいておるような気がします。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 多額の費用をかけましてP F Iで1つのセンターに集約してしまいました。メリットはアレルギー対応食が出せると市長も自慢げに話されていましたが、対応できる品目が牛乳と卵、4種類と聞いております。非常に残念です。せっかく委員会を立ち上げるなら、もっと対応できる品目を増やす努力をすべきであります。

また、子どもの権利条例の作成を目指すということですが、全く子どもの意見が聞いていません。聞こうともしていませんでした。

また、この条例の書き方だと委員に民間の人が入って来たり、庶務を担う可能性があり、ますます市の学校給食が民間の言いなりになっていってしまいます。このような条例は再検討すべきであります。反対です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 議案第29号 豊明市小中学校食物アレルギー対応委員会設置条例の制定について、賛成の立場で討論します。

まず、令和9年9月から新給食センターでアレルギー対応食を出されるというようなこ

とで、こういう委員会の設置というのはもともと賛成な立場です。

今後、アレルギー対応、いろいろ必要になってくると思います。昨日たまたま娘に聞いたんですけど、クラスの中でアレルギーを持っている子、いるというふうに聞いたら、1人か2人ぐらい、今のアレルギーの基準というか、給食が通常の子と違う子がいるよというふうに言っていました。本当にそれだけというふうに聞いたら、実は四、五人、ほかのアレルギーの子もいるよと。それはもう耳打ちで聞いたらしいんですけど、例えばどんな品目って聞いたら、スイカとか、メロンとか、クルミとか、そんなようなことを言っていました。だから、恐らくそうやって自分の娘が知っているということは学校の教員のほうにも伝わっているだろうとは思いますが、アレルギーの子、清潔な環境になってきたということもあって結構増えてたりもします。そういった児童の状態を保護者の方を通じて学校の教員のほうには伝わっていると思いますし、その学校の教員を束ねる方たちが作業部会やこの委員会にメンバーとして入るというようなことで、きめ細かい対応をこれからお願いしたいというふうに思いますので、そういうことを申し上げて賛成にします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第29号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 賛成多数であります。よって、議案第29号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第39号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

中田都市計画課長。

○都市計画課長（中田勝次君） それでは、議案第39号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、間米南部土地地区画整理事業の整備に伴い、地区計画区域内における建築物やその敷地に制限を定めるために必要があるからでございます。

では、内容について御説明いたしますので、1枚おめくりください。

まず、条例の別表第1でございます。既に市内では地区整備計画区域が10地区定められているところですが、新たに間米南部地区整備計画区域を加えるものでございます。

続けて、別表第2では、当該地区における建築物やその敷地の制限を新たに加えており

ます。

では、改正内容について御説明をいたします。

今回の条例改正におきましては、用途の制限、建築物の敷地の最低限度、壁面の位置の制限及び垣または柵の構造の制限についてそれぞれ定めております。

また、間米南部地区を3つの地区に分け、それぞれ幹線道路沿いのB地区、黒部川の東側のC地区、それ以外の部分をA地区としております。

用途の制限はB地区のみの制限とするものであり、建物の用途の制限をするものでございます。

建築物の敷地の最低制限は全ての地区において適用され、敷地面積は160平方メートル以上としております。

壁面の位置の制限はA地区及びB地区において適用され、道路境界線から1メートル以上離さなければいけないこととなっております。

最後に、垣または柵の構造の制限につきましては、A地区及びB地区において適用され、ブロック塀などでの囲いを禁じることとしております。

なお、附則として、この条例は令和7年3月31日より施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 説明資料を頂いたのをもとに今ちょっとお話するんですけども、先ほど、B地区、B地区に関しては用途制限、B地区だけに関してはありますよと。B地区を見ると生活利便施設を備えた市街地を形成するためと、これがメインになってくるのかなと思いますが、この図を見る限りでは、幹線道路といいますか、敷田大久伝線、16メートル、桜ヶ丘沓掛線、幅員18メートル、比較的広い道に接するところがB地区になっているのかなと。なので、そういったところも要点としてこのB地区の目的が設定されたのか、それか、もしくはほかの理由があったのか、教えてください。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） こちらB地区につきましては、用途地域上は第1種住居地域となっております。こちらではボウリング場だとかのスポーツ施設、あとは集荷場とか、危険物のおそれが非常に少ないものですけど、事業所が置けるとかいうことの規制が

あります。これは第1種住居地域のままだけですとこれもできるんですが、こういうものはそぐわないということで規制をするための地区計画でございます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

武谷副委員長。

○武谷としお委員 今のところのB地区の関連なんですけども、第1種住居地域建設基準法上、建物規制についてないかと思うんですが、ここ、ほかの規制で何か建物の高さ規制ってかかるんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） こちらB地区につきましては、絶対の高さの規定というのはありませんが、建築基準法による日陰、俗に言うと日影規制とか言いますが、これとか、斜線規制と呼ばれるものによる制限による高さの抑制をしております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 今のところに関連で、B地区、10メートルを超えると日陰になる時間、これが各自治体によって決められてたりとか、前面道路、これ、18メートル道路なんですけど、それによって敷地面積によって容積率が変わってくる。これによってこのB地区の敷地面積、例えば、以前、マンションとか、そういうのも建てられるという話もお聞きしましたが、マンションを建てる場合の敷地面積は分かっていますでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁できますか。

中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 議案質疑でマンションは把握はしておりますという答えはさせていただきましたが、敷地面積、規模感につきましては承知をしております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） いとう委員。

○いとうひろし委員 じゃ、まだ地域の建蔽率だとか容積率やなんかは、A地区、B地区は決まってないんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 告示をしておりますので、決定をしたかどうかと言わ

れば決定をしております。まだ案の状態でございますが、ちょっと今の御質問がありましたのでお答えをいたします。A地区、B地区に関しましては、建蔽率は60%、容積率は200%、流れで話しますと、C地区は60%、100%。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

武谷副委員長。

○武谷としお委員 A地区とC地区、住居専用地域なんですけども、それぞれ中高層と低層に分けた理由って何かありますか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 黒部川東側のC地区に関しましては、そのさらに東側、二村台1丁目の区域がもともと第1種低層住居専用地域でございます。こちらと大きな道路で分けしてはおりませんので、一帯性を持たせるために第1種低層住居専用地域としております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 今のところの整備、A地区、B地区、C地区とするんですけど、その周辺、例えば仙人塚だとか二村台1丁目のそういった周辺の方の話し合いがあって決めたことなんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 組合施行でございまして、組合のほうより前後区や二村台1区のほうに説明に伺ったというふうに伺っております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

鈴木委員。

○鈴木智和委員 すみません、B地区関連で建てていけない建物の中の7番目になぜ自動車整備工場って限定されてるんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 前後駅から近い場所ということもございます。こちらは

基本的には良好な住宅地の形成ということを目的としております。そのようなことを鑑みて、自動車整備工場はこちらのエリアとしてはちょっと不向きなのかなということで我々都市計画の決定として判断をさせていただいております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 B地区の南側はマンションなんですかね。北側のB地区はどういった生活利便施設が入る予定なんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 現在のところ、その用途は全く把握をしておりません。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 もともと市内の若い方の世帯の人口流出を抑制するために市街化整備を進めていましたけど、市内の方が優先的にこの地域に住む、そういった工夫はされてますか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 特段の工夫と言われれば、現時点では施策含めてありません。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 先ほど、C地区の多分東側のところが第1種低層住居専用地域になっているので、C地区もそういうふうにするというような御答弁があったというふうに思いますが、A地区の西側ですかね、こっちは今どうなってるんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 黒部川の西側ということでよろしいでしょうか、A地区。

（発言する者あり）

○都市計画課長（中田勝次君） A地区ですね。失礼しました。A地区に関しましては第1種中高層住居専用地域ということでございます。低層と違うのは、ある程度小規模の店

舗等の立地も誘導したいと、補助幹線道路が入ってるということもありまして、そういう目的で分かれております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） A地区の隣の地区、現状、仙人塚ですね。

○都市計画課長（中田勝次君） 失礼しました。仙人塚ですね。失礼しました。仙人塚は第1種低層住居専用地域でございます。失礼しました。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 今のA地区なんですけど、第1種中高層の住宅で、住宅が建つと思うんですけど、これ、倉庫も建ってしまうと思うんですけど、そういった問題ってないんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 一定規模の倉庫も建つんですが、こちらはそもそも営業用というか、自家用の倉庫ということになっておりますので、多少の影響はないわけではないんですが、いわゆる営業用の倉庫が建ち並ぶということの規制はしております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これ、補助金で都市計画税もたくさん使われてます。地権者以外の方からの意見って何名聞いてますか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） こちらの市役所のほうで令和6年の9月7日に4人、説明会をしています。4人います。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 4名ということで、それで妥当なんですか。少ないと思いませんか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 失礼しました。法に基づく住民説明会及びその後の2回

の縦覧ということと、あとはホームページ等で掲載をしております。我々としては、法の手続としては妥当なものをやっております。それ以外のことにありましても、住民の説明というのは地元から、地権者、組合地権者のほうでも説明しまして、先ほど述べましたとおり、周辺、本当に近隣なんです、説明をさせていただいていることで対応していると考えております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 このC地区を今回のこの区画整理に組み込んだ理由というのは、C地区は結構住宅が密集していて道が狭くなっていて、A地区、B地区の連動に合わせて道も幅広くして関係性を持たせたという解釈で、今まで既存の住宅が建っているC地区も同じ区画の中に組み込んだという考え方でよかったでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 委員の御見解のとおりでございます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 市の担当の今の方、B地区が何ができるかも把握しておらず、A地区には倉庫などができる可能性もあります。市として多額の市税の投入、都市計画税も投入されています。市としてのまちづくりの意識が感じられません。さらに地権者以外の方々の意見聴取が不十分です。また、若い世帯の市外流出人口の抑制を目的としています、その工夫もないということです。多額の市税投入や都市計画税まで投入しているなら、市民が市内で住み続けることができる受皿として市がしっかりまちづくりをする必要があると思います。そのような意識が感じられません。よって、反対とします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 賛成の立場で討論します。

この計画はもう数十年前から豊明市のほうの計画に上がっており、先ほども質問いたし

ましたが、今までの既存の消防車も救急車も入りにくいC地区、ここの地域がよくなり、人口増加もなり、豊明市にとってよくなると思います。詳しくは本会議場でまた討論します。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第39号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 賛成多数であります。よって、議案第39号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第42号 令和6年度豊明市一般会計補正予算（第10号）についてのうち本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

松本環境課長。

○環境課長（松本裕介君） 令和6年度豊明市一般会計補正予算書（第10号）のうち、環境課が所管するものについて御説明します。

歳出より主なものを御説明いたしますので、補正予算書55、56ページを御覧ください。

上段、4款2項1目 清掃総務費4,718万円を減額いたします。これは主に東部知多衛生組合議会において補正予算が議決され、負担金の額が確定したことによるものです。

続きまして、中段、3目 し尿処理費4,356万3,000円の増額は、災害時に避難所等にて運用するトイレカーの購入費でございます。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、17、18ページを御覧ください。

上段、14款4項3目 衛生費国庫交付金、右側説明欄、新しい地方経済・生活環境創生交付金はトイレカー購入費についての交付金でございます。2,178万1,000円はトイレカー購入費についての交付金でございます。

続きまして、27、28ページを御覧ください。

中段、18款1項2目 水上太陽光発電事業特別会計繰入金814万4,000円の減は、特別会計からの繰入金を売電収入実績見込み等に合わせて減額するものです。

次に、市債について御説明いたします。

31、32ページを御覧ください。

21款1項5目 衛生費1,850万円はトイレカー購入事業に充てるものであります。

8ページをお願いします。

第2表、繰越明許費補正、上から2段目、衛生費はトイレカー購入事業について令和7年度に繰り越すものでございます。

続きまして、第3表、地方債補正については、トイレカー購入事業の起債を追加するものであります。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 塚谷産業支援課長。

○産業支援課長（塚谷友昭君） 続いて、産業支援課所管分について御説明いたします。

歳出より主なものを御説明いたします。

55ページ、56ページをお開きください。

最下段、5款1項1目 労働諸費、労働事業、説明欄、移住支援金は、首都圏からの移住支援金の申請がなかったことにより減額するものです。

続きまして、59ページ、60ページをお願いいたします。

中段、7款1項 商工費、商工総務事務事業から消費者行政推進事業の減額の主な要因は、執行残額を減額するものでございます。

続きまして、歳入です。

21ページ、22ページをお開きください。

15款2項4目 労働費県補助金、労働諸費補助金、説明欄、首都圏人材確保支援事業費補助金は、先ほどの歳出、移住支援金の申請がなかったことにより減額するものです。

以上で産業支援課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 加藤農業政策課長。

○農業政策課長（加藤直美君） 続きまして、農業政策課所管分について御説明いたします。

歳出より主なものを説明いたしますので、57、58ページをお開きください。

上から4段目、6款1項4目 畜産事業費、畜産事業の右側説明欄、家畜防疫対策事業補助金及び畜産環境衛生促進事業補助金は、今年度の申請がなかったため全額減額するものです。それ以外の減額につきましては、執行残額を減額するものでございます。

続きまして、歳入を説明いたしますので、21、22ページをお開きください。

上から2段目、15款2項5目 農林水産業費県補助金の右側説明欄、農業委員会交付金の増額は、職員人件費に充当される交付金で交付額が最終確定したためです。

4行下、元気な愛知の市町村づくり補助金につきましては、既に実施しております地産地消推進や豊明産農産物PRなどの事業について補助採択されたため、新たに計上したものにになります。

以上で農業政策課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 外山土木課長。

○土木課長（外山紀元君） 続きまして、土木課所管部分について御説明いたします。

歳出の補正から主なものを説明いたします。

57ページ、58ページを御覧ください。

6款1項5目 農地費の土地改良事業、右側説明欄の1段目、土地改良施設設計等委託料284万7,000円の減額は、農業用水管の修繕設計、管路調査設計などを行った執行残の減額です。

説明欄、最下段の県営湛水防除事業負担金770万円の減額は、愛知県が主体で行っている大久伝排水機場の更新に伴う負担金で、事業費の確定により減額するものです。

続いて、61ページ、62ページを御覧ください。

8款2項1目 道路維持費、道路維持事業の説明欄、LED灯具借上料133万5,000円の減額は、契約額確定による請負残です。

同じく道路維持費の2段目、道路管理事業の説明欄、道路用地購入費105万円の減額は、県道名古屋岡崎線事業に係る市道用地購入費の執行残によるものです。

同じページ、8款 土木費の下段、3項1目 河川新設改良費、河川改修事業の説明欄、調査測量設計等委託料1,634万5,000円の減額は、防災調整池詳細設計などを執行した結果の契約額確定による請負残が主な理由です。

続きまして、歳入の主な補正を説明いたします。

補正予算書15ページ、16ページをお開きください。

14款2項、中段の5目 土木費国庫補助金の道路橋梁費補助金、右側説明欄の道路局所管補助金1,461万6,000円の減額は、橋梁点検に係る費用の国からの補助金額が確定したためです。

続きまして、17ページ、18ページをお開きください。

上段の14款4項4目 土木費国庫交付金の右側説明欄、社会資本整備総合交付金4,355万2,000円の減額は、国からの交付金額が確定したためです。

続きまして、21ページ、22ページをお開きください。

15款2項5目 農林水産業費県補助金、右側説明欄の2段目、土地改良事業費補助金317万2,000円の減額は、農業土木工事費及び排水機場維持管理費に対する県からの補助金で、額の確定に伴う減額です。

同ページ中段の7目 土木費県補助金の説明欄、道路改良事業費補助金173万3,000円の減額は、道路新設改良事業に充当する県補助金が確定したことによるものです。

続きまして、補正予算書の８ページを御覧ください。

最上段、第２表、繰越明許費補正です。最上段の追加の表、３行目、８款 河川改修事業の170万円は田んぼダム治水対策事業補助金で、年度内で執行が完了しない部分について繰り越すものでございます。

以上で土木課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 中田都市計画課長。

○都市計画課長（中田勝次君） では、都市計画課所管分の補正予算について御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、予算書63ページ、64ページをお開きください。

主な項目について説明をさせていただきます。

表の最上段、２目 都市計画総務費、補正額1,536万9,000円の減額のうち、右のページの２段目、都市計画事務事業1,528万8,000円の減額は、委員報酬や委託料、親との同居・近居購入費や耐震改修、空き家解体などに対する補助金確定による執行残額でございます。

続きまして、表の２段目、市街地開発費、補正額２億9,923万1,000円の減額は、右のページの４段目、市街地開発事業になります。これは主に柿ノ木開発事業負担金や間米南部土地区画整理事業補助金の事業費確定による執行残額でございます。

表の３段目、街路事業費、補正額135万4,000円の減額は、右のページの６段目、街路事務事業、主に桜ヶ丘沓掛線調査測量委託料の執行残額でございます。

続きまして、予算書65、66ページをお開きください。

表の３段目、緑化事業費、補正額122万1,000円の減額のうち、右のページの５段目、緑化対策事業121万2,000円の減額は主に都市緑化推進事業補助金の執行残額でございます。

では、続きまして、歳入について主なものについて御説明をいたしますので、予算書15ページ、16ページをお開きください。

４段目の表、５目 土木費国庫補助金、補正額2,023万2,000円の減額のうち、右のページの５段目、都市計画費補助金561万6,000円の減額について御説明いたします。これは主に耐震化促進事業に係る補助金の執行残額である住宅・建築物安全ストック形成事業補助金の残額でございます。

また、21、22ページの県の補助金、こちらの250万7,000円の減額につきましても同様の理由でございます。

続きまして、予算書23ページ、24ページをお開きください。

土木費県交付金、緑化事務費交付金121万2,000円の減額について御説明いたします。あい森と緑事業に係る交付金のうち、個人宅などの緑化対策に係る上限100万円の補助金

の執行残額でございます。

最後に、地方債について御説明いたします。

補正予算書 8 ページをお開きください。

第 3 表の下の方、地方債補正の変更についてでございます。間米南部土地地区画整理事業 2 億 7,500 万円の減額は、歳出でも述べましたが、公共施設や移転補償の進捗が影響したものでございます。

もう一つ、その下の段です。公園整備事業 1,400 万円の増額は、三崎水辺公園施設改修工事の 6 年度の事業費上限はそのままであることから、6 年度の進捗に合わせた調整であるものでございます。

以上で都市計画課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 秋永学校教育課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 続きまして、学校教育課所管分について歳出から主なものを説明いたします。

補正予算書 67 ページ、68 ページを御覧ください。

10 款 1 項 3 目の上から 3 段目、教育振興補助事業、右側説明欄、新入学祝金は、令和 7 年度に新 1 年生になる児童を持つ子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童 1 人当たり 5 万円を交付するための費用でございます。

1 ページおめくりいただき、69 ページ、70 ページを御覧ください。

上段、放課後育成事業のうち、右側説明欄の下から 3 段目、放課後子ども教室運営業務委託料の減額は執行見込みによる減額です。

1 ページおめくりいただき、71 ページ、72 ページを御覧ください。

上段、小学校扶助事業の右側説明欄、要保護・準要保護就学援助費の減額は対象者が想定よりも少なかったことによる減額です。

次に、歳入について説明しますので、21 ページ、22 ページをお開きください。

15 款 2 項 9 目 教育費県補助金、教育振興費補助金のうち元気な愛知の市町村づくり補助金 500 万円は、3 中学校に設置しましたプロジェクター型電子黒板の導入に係る補助金です。

次に、25 ページ、26 ページをお開きください。

17 款 1 項 1 目 一般寄附金のうち教育費寄附金 5 万円は、中央小学校の図書室の本の購入を希望される市民の方からの御寄附になります。

次に、繰越明許費補正について御説明しますので、8 ページをお開きください。

第 2 表の 10 款 1 項 教育振興補助事業 2,750 万円の追加は、歳出でも御説明いたしまし

た新入学祝金について、令和7年度に繰り越すものです。

以上で学校教育課所管分について説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 相羽生涯学習課長。

○生涯学習課長（相羽敏明君） それでは、生涯学習課所管の補正予算について主なものを説明をさせていただきます。

まず、歳出のほうから説明いたしますので、補正予算書73ページ、74ページをお願いいたします。

10款4項1目 社会教育総務費の減額の主なものは、豊明市女性の会の解散による補助金の減額でございます。

次に、1枚跳ねていただきまして、75、76ページをお願いいたします。

下のほうにあります7目 文化会館費の増額は、文化会館の指定管理料の精算による増額でございます。

1枚跳ねていただきまして、77ページ、78ページを御覧ください。

5項1目 保健体育総務費の減額は、部活動地域移行のモデル事業として実施している柔道とソフトテニスの指導者謝礼の執行残及び市制50周年マラソン大会の開催委託料の見積差金による減額であります。

1枚跳ねていただきまして、79、80ページを御覧ください。

5項2目 体育施設費の増額は、体育館の指定管理料の精算による増額であります。

続きまして、歳入の説明をいたします。

23ページ、24ページをお開きください。

15款3項6目 教育費委託金の127万円は、地域クラブのモデル事業を実施している経費を県から委託金として交付されるものでございます。

続きまして、29ページ、30ページを御覧ください。

中段の20款5項3目 雑入のマラソン大会参加費の減額は、皆さんにより多く参加していただくため、当初の計画よりも安価に参加料を設定したため、減額となっております。

以上で生涯学習課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 水野図書館長。

○図書館長（水野美樹君） それでは、図書館所管分について御説明いたします。

補正予算書の73、74ページをお開きください。

73ページ、一番下の10款4項3目 図書館費81万円の減額は、執行予定残額及び入札残額を減額するものです。

以上で図書館所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑についてはページ数を示してからお願いいたします。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 56ページ、4款 衛生費、一番上の東部知多衛生組合負担金ですけど、減というのは要因的にはごみの減量ということでよろしいのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 東部知多衛生組合の負担金の減額ですけれども、ごみの減量もございますし、東部知多のほうでの歳入が見込みより増えたということもございます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 そのごみの減量、どのくらいあったのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 今、見込みというか、豊明のごみの量の試算になりますけれども、現状ですと1人当たりのごみの量がおおむね1.1%ほど減っておりますので、そういったところもあるのかなと考えます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

武谷副委員長。

○武谷としお委員 補正予算書56ページ、4款2項3目 トイレカーのお話です。こちらは軽自動車を改造した形になって5台を購入ということなんですが、そうすると、軽自動車を4ナンバーから8ナンバーに変更、構造変更して登録されると思います。そうすると、初年度は2年車検なんですけど、その後、毎年車検になってくると思うんですね。そうすると、毎年かかるランニングコスト、車検を含めたランニングコストって大体幾らぐらいになるのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） ランニングコストですけれども、おおむね年間1台8万円ほどというふうに考えております。ですので、5台で40万円。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 武谷委員。

○武谷としお委員 今のトイレカーの関連なんですが、5台購入された置場所が清掃事務所というふうにはお伺いしてるんですが、こちらの保管、車庫ですね。雨ざらしなんですか、それとも屋根つきの車庫があるんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 保管に関しては清掃事務所を想定してまして、今、パッカー車であるとか、そういった車両のあるところを少し整理させていただいて、そこに使用できるというふうに考えております。なので、屋根はございます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 本会議質疑のほうで太陽光パネルつきを検討しているという話があったんですけど、屋根つきですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 太陽光パネルにつきましては、トイレカーの上部に設置をいたしまして、用途としましては、温水便座であるとか、あと、トイレカーのエアコンであるとか、そういったものの用途で考えてございます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 清水委員。

○清水義昭委員 そういう意図じゃなくて、太陽光パネルが上についているので蓄電池に蓄電をしていくと思うんですけども、トイレカーを置いておく場所の上が屋根つきで光が遮断されるようなところに置いておくんですかという質疑です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 通常ですと、やはり雨ざらしということは想定はしておりませんので、屋根があって発電ができない状況ではありますけれども、出動時であるとか、有事の際には外に出して発電をしたいというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） いとう委員。

○いとうひろし委員 今の同じトイレカーのところですけど、交付率は何%ぐらいになっ

ていましたっけ。確認です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 交付率につきましては、まず国庫補助について2分の1が対象でございます。さらに起債につきましては、緊急防災・減災事業債ということでありますので、起債対象の事業費については100%の充当率、なおかつ普通交付税で7割が措置されるという見込みでございます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかに。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 5台購入で女性用が3台の男性用が1台、福祉が1台ということで、この各車両の価格、違うんですかね。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 女性用、男性用ということでの価格の差はございませんで、ただ、車椅子用というか、そういった部分についてはやはり価格のほうは高くなりますので、おおむね100万円以上は違うのかなというふうに考えます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 具体的な値段。

○環境課長（松本裕介君） 想定ですけれども、車椅子用のものと900万程度はするのかなと。通常のもので800万円程度するのかなというふうに考えます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 附属品で太陽光パネルがあるということで、ほかにも附属品は何かあるんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 附属品につきましては、有事の際にトイレを流すのに水が必要になりますので、そういったものをためておくための槽と、あと、水をくみ上げてトイ

レカーに補給するための給水ポンプ、さらに太陽光の電気を蓄えるバッテリーと、あと、スロープですね。スロープのほうを検討しております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員）　こんどう委員。

○こんどうのぶお委員　これ、4台配置で、あと、協定、ちょっと、13台配置というものあって、これで防災計画のほうも変わってくるんですかね。ちょっと話が、いいですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員）　答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君）　災害時のトイレをどうするかというのは環境課の所管でありますので、そういったところでお答えするのであれば、現状、災害の際に各避難所に簡易トイレというものの備えはございます。ですので、まずはトイレについて簡易トイレを使っただけということになるんですが、やはり東日本のことであるとか能登のことであるとかやはり快適なトイレが不足するということは実体験として生じておりますので、そういった意味でトイレカーについては通常のトイレ、マンホールトイレもひっくるめての上乗せの部分ということで確保させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員）　ほかにございませんか。

武谷副委員長。

○武谷としお委員　今のちょっと関連なんですけども、実際、有事が起きたときにトイレカーが清掃事務所に5台そろっております。そこに向かう職員さんとか、車を運んで運用する職員さんというのはどういった指示系統で動くんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員）　答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君）　まず、環境班の責任者は環境課長の私ですので、災害対策本部から環境課のほうに指示をいただきまして、それに基づいて環境課の職員が運転して現地向かうという想定をしております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員）　ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員　環境課の方が向かうということで、例えば避難所内で職員の方がいなくて、一般の方も運転できるんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員）　答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 運転ができるかできないかと言われると、普通免許で運転が可能ですので、牽引であるとか、そういうことは必要ありませんので、運転することは可能だと思います。

以上です。

（運用としてはの声あり）

○環境課長（松本裕介君） 運用としてはそれをやるということは現時点では想定しておりません。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 清水委員。

○清水義昭委員 僕も今の関連、トイレカーですけども、普通の方が運転できるというようなことで、ちょっと平時のときのことをお伺いしたいんですけども、清掃事務所のほうにずっと置いておくというのも割かしもったいないかなというふうには思うんですけども、例えば地域のイベントだとか、お祭りだとか、そういうところの貸出的なことというのは考えてますでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 平時の際につきましては、やはりそういった有事の際にトイレが必要だということの啓発も踏まえて使わせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 清水委員。

○清水義昭委員 これ、予算が通って行って、普通にいくと導入時期というのはいつぐらいになるのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 今回のトイレカーにつきましては、やはり特殊性が高いということで、納品まで半年ほどはかかるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 すみません、貸出し云々の件なんですけど、保険の関係もあるので、恐

らく貸出しになると通常市が入っている保険ではなくて、一般的なノンフリート系の保険に加入しないといけなくなると思うんですけど、先ほど、今、課長の答弁だと、貸出しはするんだけど、一般の方が運転することは想定していないということですかね。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） やはり啓発という観点がございますので、我々のほうでお持ちして、啓発もしつつ実際に使っていただくという運用を想定しております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） いとう委員。

○いとうひろし委員 今のまたトイレカーなんだけど、国費とか交付金を使って非常に安価な価格で購入できるというのはすごくメリットがあって、協定を結ぶことによって、豊明市に災害が起きた場合、当然5台じゃ少ないわけですよね。協定を結ぶことによって何台ぐらい確保できるのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁。

○環境課長（松本裕介君） 本会議でお答えしたとおりで、各避難所に最低1台ずつを想定しております。13台。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これ、確認なんですけど、随意契約なんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

○環境課長（松本裕介君） 本会議のお答えのとおりで、随契を想定しております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これ、他社でもトイレカーがあるのに、なぜ随意契約になるのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） まず、有事の際に自走式のトイレカーの必要台数を確保したいという我々の思いがございます。それをどうやったら実現できるかというところから始まって、やはり災害の際はトイレ、皆さん、トイレで困るということで始まったことがございます。つまりは協定があって購入するわけではなく、トイレカーが必要だ、このトイレ

レカーが必要だということで始めておりますので、自走式に特化した形だと調達先ということは限定されるというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 引き続きトイレカーのところなんですけども、どういう言い方をすればいいのか、タンクの量と言えればいいんですかね。使用できる量というのが何人分というか、何回分というかになるんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 使用できる量につきましては、やはりそのタンクの容量で決まっております。タンクの容量が280リットルを想定しております。そうすると、おおむね40回から50回というふうに想定しております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 清水委員。

○清水義昭委員 これ、水洗ですよ。水洗で流れてくる水も含めて使用回数が四、五十回ということだと理解しましたが、それでいいですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） おっしゃるとおりです。

○建設文教委員長（服部龍一議員） いとう委員。

○いとうひろし委員 またトイレカーのところなんですけど、2トン用、4トン用というふうにトイレカーもあるんですけども、この軽にされた理由は何でしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） おっしゃるとおりで、これを想定する理由はやはり小回りが利くということに尽きます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 先ほど40回から50回程度ということでしたけども、その後の処理方法というのはどうなるんですか、たまった便槽というのか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） たまった、いわゆるものにつきましては、当然、抜き取り、清掃が必要になります。現状、有事の際と平時で分けてお答えするとすると、有事の際はそういった協定を締結してございますので、そういった先で適正に処理をしていただける。場合によっては、清掃事務所に中継槽という槽がございまして、そこにためておけるということでございます。平常時につきましては、今、通常、し尿の委託をやっていただいておりますので、その中でやっていただけるというふうに想定しております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 清水委員。

○清水義昭委員 ということは、ちょっと待ってよ。トイレカーをそこに置いといたまま便槽タンクのものを別の車のところに移すのか、それとも、一回トイレカーをどこか処理するところに持って走らせていくのか。お願いします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 自走式でありますので、いろんな使い方ができます。ただ、何往復もしないといけないということも想定されますので、そういった場合は清掃事務所の中継槽に直接落として、また出動するというふうに想定しております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 鈴木委員。

○鈴木智和委員 トイレカー関係です。平時の安全チェック、機能チェックとか動態操作とかは、どなたがされて、どういうサイクルでチェックされるのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） そういった動作のチェックであるとか使い方については、実は協定を結ばさせていただいた事業者様、事業者の方から講習という形で受けるということも協定書の中で想定しております。そういったところでどのようなチェックが必要なのかということもお聞きしながら適切にやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 68ページ、10款 教育費、教育振興費の新入学祝金2,750万、これ

なんですけど、一番の問題というのは議決前に案内を出してしまっていると。継続事業と言われるんだったら、いつまで継続の事業なんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） 一応、継続事業という形でしておりますけど、特に期限を設けてこれを提出するということは今のところ考えておりません。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 継続事業の認識なら、当初の予算計上、なぜ当初に予算計上しなかったんでしょうか。忘れていたのか、何か原因があるんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 今回、3月のこの補正予算で上程させていただいたのは、議案質疑のほうでもちょっと御回答させていただきましたが、補助金のほうに該当するということでございます。それがこの14ページの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というものがこれに該当するということでございますので、ここの部分で3月のタイミングで上程させていただいたということでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 同じ新入学祝金ですけども、今の御答弁でいくと、これ、特財のほうが今回歳入のほうで上がってて、ただ、歳出のほうは全部一財になっているんですけど、どれぐらい当たるといふふうに考えればいいですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 現時点でどれぐらい当たるといふのはないんですけれども、これはこれだけの金額が臨時交付金として充てられたものに対して様々な事業の費用に充てられます。その中のうちの1つとしてこの新入学祝金も充てるといふところでございますが、これが100%なのか、80%なのかというのは、それは結果というところになりますので、現時点で何%ということはありません。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） すみません、先ほど、東部知多の負担金のことなんですけれども、ごみの減量よりも工事やなんかの執行残が、補正の減の主な要因としてはそちらでございまして、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 議案第42号、補正予算書（第10号）に反対とします。

入学祝金2,750万、新1年生に5万円とのことであります。1回限りでは不公平感があるので、継続事業として行わなければならないことは分かっているはずです。当初に予算上程できなくて、12月議会で上程でもよいはずであります。様々な行政の事業は税金の徴収によって成り立っています。そして、地方自治は二元代表制となっております。予算執行と政策執行を議会が統制しています。予算は財政を民主主義で決める仕組みであるとともに、政策を民主的に決める仕組みにもなっています。それがないがしろになっていることが小浮市政において多いこととあります。しっかりと精査していないため、反対とします。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

鈴木委員。

○鈴木智和委員 議案第42号に賛成といたします。

各事業の執行残ですとか見込みに対しては適正な処理ができていますし、また、災害時に必要なトイレカーの購入においては、本当に今後、大規模地震等も想定されておりますので、今のうちからこのように手を打っておくということは非常に大切なことだと思いますので、それも含めて賛成といたします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第42号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 賛成多数であります。よって、議案第42号のうち本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第46号 令和6年度豊明市水上太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案件につきましては、既に本会議で松本環境課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武谷副委員長。

○武谷としお委員 5ページ、1款1項の売電収入のところ、マイナスというのは、去年ですか、銅線か何か取られたということなんですけど、執行残、これ、売電収入が減ってるというのは分かるんですが、これは修繕されたと思うんですが、その修繕費はどこに載ってるんでしょうか。お願いします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 修繕につきましては予備費のほうから充てさせていただいておりますので、今回の補正予算書には載ってございません。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 今の売電収入が減ったのは盗難ということで、止まった期間はどれだけでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 6月から7月の1か月半分が止まってございます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 修理代金、どれだけかかりましたか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 工事の費用でおよそ1,000万ほどかかりました。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 今回の盗難のときは保険が使えなかったということなんですけど、今後のそういった保険の対応ってどうなってますか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 修繕工事というか、復旧工事に併せて防犯カメラも設置させていただきました。2か所です。そういったことで盗難の保険には入れるようになりましたので、現状は盗難の保険は入ってございます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 決算で聞くよりこっちで聞いたほうがいいと思うのでちょっとお伺いします。分かる範囲でいいんですけども、今回の発電できなかった。売電収入がこれだけ減っているって、ほとんどない状態になるわけですけども、これで当初、損益分岐が何年たったときに黒字化するぞというようなことがあったと思うんですけど、この水上太陽光を始めたときに。それがどういうふうに変化するのか。本来の損益分岐がどこにあったという想定で、今回の件でそれがどういうふうにずれてるのか、お願いします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 今回の盗難の被害ということは、今年度補正予算で積立てと一般会計の繰り出しができないという想定をしています。また、当初予算のときにも御審議いただきたいんですけども、そういったところが当初予算についても影響してございます。ただ、影響については、今回、今年度、来年、令和7の当初に限るというふうに想定しておりますので、損益分岐について大きく変わるというふうには考えてございません。今の損益分岐がいつかということは、すみません、ちょっと手元に資料がなくてお答えできません。申し訳ございません。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 一応この場で確認をしておきますけども、結局、売電収入が1,100万ほど減額になっている。プラス、今回の補正にはないんですけども、これとは別に先ほどの修繕費が1,000万近く乗っかってくるということで、今年度ここまでの段階で水上太陽光発電特別事業はおよそ2,000万円ぐらいの当初からすると損失と言えいいのか、減額になってると、そういう理解でいいですね。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 2,000万弱、1,800万円程度というふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 このようなレアメタルの盗難事故は最近増えていることではなく、例えば群馬県内の太陽光発電所の盗難なんかは23年度1月から7月の半年で約500件も起きています。警視庁の調べでも24年度6月までの半年間で全国で4,000件もあります。日頃から予防措置という考え方を持たないとこのような後手になると思います。被害が大きいのので、今後しっかり警備の強化など、対策をするように要請しまして、今回は賛成といたします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第46号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて建設文教委員会を閉会いたします。

午前 1 1 時 3 2 分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

建設文教委員会

委員長